

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月から23年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を21年9月1日に、資格喪失日に係る記録を23年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、21年9月から22年5月までは120円、同年6月から23年6月までは200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月から24年9月1日まで

私は、昭和21年9月からA事業所B支所に勤務し、事業所の名称がC事業所に変更されてからも継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同事業所での申立人の前任者に係る厚生年金保険被保険者台帳並びに当該前任者の妻の供述から判断すると、当該前任者は、昭和21年8月ごろまで同事業所B支所に勤務していたことがうかがわれる上、当時の同僚は、「申立人は、前任者が退職してからすぐに入社してきた。」旨を供述していることから、申立人は、同事業所B支所に21年9月から勤務していたことが推認できる。

また、申立人が記憶している3人の同僚は、社会保険庁の記録において、申立期間のうち昭和21年9月から23年7月31日まで、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時の同僚は、「当時、A事業所B支所には、申立人を含め5人の職員がおり、うち明ら

かに職種が異なる1人を除いた申立人を含む4人は、入社してからすぐに厚生年金保険に加入していたと思う。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和21年9月1日から23年7月31日までの期間について、A事業所B支所に勤務し、21年9月から23年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所B支所に勤務していた同僚の社会保険事務所の記録から、昭和21年9月から22年5月までは120円、同年6月から23年6月までは200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和23年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、当該期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年9月から23年6月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和23年7月31日から24年9月1日までの期間について、社会保険事務所の記録によると、A事業所は23年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、A事業所B支所から名称が変更されたと申立人が供述するC事業所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は24年9月1日とされており、どちらの事業所とも当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当時の複数の同僚からも、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和23年7月から24年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和61年7月2日から同年11月30日まで、A事業所に勤務しており、同年11月分の厚生年金保険料が控除されていたことは給与支払明細書により明らかであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年11月30日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和61年11月分の給料支払明細書、A事業所からの回答、雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人が同事業所に昭和61年11月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和61年11月分の給料支払明細書、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書及び社会保険事務所の61年10月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書には、昭和61年11月30日に申立人が厚生年金保険の資格喪失した旨の記載が確認できるこ

とから、事業主は申立人に係る資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び59年11月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月
② 昭和59年11月から62年6月まで

私は、申立期間①について、県外の事業所に勤務していたが、地元に残っていた妻が夫婦二人分の国民年金保険料を役場で納付するとともに、申立期間②について、昭和60年4月に入院したため、夫婦共に国民年金保険料を納付していなかったが、退院後に働き始めてから、私又は妻が、現年度の国民年金保険料とともに過年度の国民年金保険料も納付を始めたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

なお、申立期間②の納付金額について、当初は月額7,700円であったが、その後、値上りした記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻は、国民年金保険料の納付金額、納付時期について記憶が明確でない上、申立人は、社会保険庁の記録上、昭和48年5月から厚生年金保険に加入しているが、雇用保険の加入記録により、同年4月から県外の事業所に勤務していることが確認でき、申立人の妻は、申立期間①についても申立人が厚生年金保険の被保険者であるものと誤認して、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付しなかったものと考えても不自然ではない。

申立期間②について、申立人は、退院後に働き始めてから、現年度の国民年金保険料とともに過年度の国民年金保険料も納付を始めたと申し述べているが、市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び平成元年度国民年金印紙

代金納付通知書市町村控えによれば、申立人夫婦は、平成元年10月から、平成元年度の国民年金保険料の現年度納付を始めるとともに、申立期間②直後の昭和62年7月から平成元年3月までの国民年金保険料の過年度納付も始めていることが確認でき、その時点では、申立期間②は時効により納付できない期間である。

また、申立人が記憶している納付金額は、社会保険庁の記録上、納付済みとされている昭和63年度の国民年金保険料額と一致していることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を申立期間②の国民年金保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人夫婦が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人夫婦が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び59年11月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和59年11月から62年6月まで

私は、申立期間①について、夫が、昭和38年5月に、私の国民年金の加入手続を役場で行い、過去の未納期間の国民年金保険料を2回に分けてさかのぼって納付するとともに、その後は、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人又は役場支所で納付していた。

また、申立期間②について、昭和60年4月に夫が入院したため、夫婦共に国民年金保険料を納付していなかったが、退院後に夫が働き始めてから、私又は夫が、現年度の国民年金保険料とともに過年度の国民年金保険料も納付を始めたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

なお、申立期間②の納付金額について、当初は月額7,700円であったが、その後、値上りした記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年7月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36年4月から37年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和44年11月に、申立期間①直後の40年4月から42年3月までの申請免除期間を追納するとともに、42年4月から同年7月までの期間を過年度納付していること、及び申立人夫婦は、42年8月から現年度納付を開始し、その納付

日は申立人夫婦でほぼ一致していることが確認できることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を申立期間①の国民年金保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

申立期間②について、申立人は、申立人の夫が退院後に働き始めてから、現年度の国民年金保険料とともに過年度の国民年金保険料も納付を始めたと申し述べているが、市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び平成元年度国民年金印紙代金納付通知書市町村控えによれば、申立人夫婦は、平成元年10月から、平成元年度の国民年金保険料の現年度納付を始めるとともに、申立期間②直後の昭和62年7月から平成元年3月までの国民年金保険料の過年度納付も始めていることが確認でき、その時点では、申立期間②は時効により納付できない期間である。

また、申立人が記憶している納付金額は、社会保険庁の記録上、納付済みとされている昭和63年度の国民年金保険料額と一致していることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を申立期間②の国民年金保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人夫婦が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人夫婦が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 56 年 11 月までの期間、平成 3 年 10 月から 4 年 4 月までの期間及び 9 年 5 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月から 56 年 11 月まで
② 平成 3 年 10 月から 4 年 4 月まで
③ 平成 9 年 5 月から同年 9 月まで

私は、申立期間①について、昭和 55 年 8 月に県外の事業所を退職し帰郷した際、市役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、両親が、家族 3 人分の国民年金保険料を地区の納税組合の集金人に納付するとともに、申立期間②及び③について、事業所を退職する都度、国民年金の再加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

なお、申立期間①のうち、昭和 56 年 4 月から同年 11 月までの期間は、厚生年金保険料との重複納付となるため、当該期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立期間は平成 13 年 1 月の資格記録追加により生じた未納期間とされており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた痕跡は無く、このことは申立人が保管している元年 2 月 4 日に再交付された年金手帳の国民年金手帳記号番号欄が空欄とされていることから裏付けられ、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付金額について記憶が明確でなく、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の両親は既に他界しており、国民年金保険料の納付状況等が不明であるなど、申立人及びその両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、実際には短大を卒業していたが、4 年制大学であればちょうど卒業時期となる昭和 62 年 4 月ごろに、4 年制大学を卒業したことにして国民年金の加入手続を市役所で行った際、市職員から過去の未納期間をさかのぼって納付できると言われたが、新年度から国民年金保険料を納付することとし、金融機関で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 4 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間は時効により納付できない期間であり、63 年 3 月から平成元年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で毎月納付していたと主張しているが、国民年金保険料の納付場所、納付書の様式について記憶が明確でない上、金融機関で納付した国民年金保険料について 36 回連続して事務処理に不手際が生じたとは考え難く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続を市役所で行った際、4 年制大学を卒業したと市職員に伝えるとともに、市職員から過去の未納期間をさかのぼって納付できると言われたと申し述べて

いるが、国民年金の加入手続を行った時期が昭和 62 年 4 月ごろであれば、市職員が任意加入期間である学生の期間についてさかのぼって納付勧奨することは考え難いことから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は平成 2 年 4 月と考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月からの国民年金保険料をさかのぼって納付するために市役所へ出向いた際、市役所職員から「今だったら 5 年分さかのぼって納付できる。」と聞いたため、後日、市役所で 1 万円ぐらいの国民年金保険料を一括で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 10 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、38 年 3 月から 41 年 6 月までの期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張する時期は、特例納付の実施期間ではなく、41 年 7 月から 43 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、市役所では過年度保険料を収納することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は 61 か月と比較的長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括で納付していたと主張する金額は、申立期間当時の国民年金保険料額とは異なっており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月8日から26年8月1日まで
② 昭和27年3月から31年9月10日まで

私は、A事業所に昭和21年2月8日から26年7月31日まで、B事業所に27年3月から31年9月10日まで、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所の設立に関与していたと供述しており、同事業所の設立に関与した同僚の氏名を記憶しているものの、当該同僚は既に死亡しており、申立期間①における申立人の勤務実態等を確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、申立期間①及びそれ以外の期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間①の期末日である昭和26年8月1日にC事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同事業所の同僚は、「A事業所は、C事業所の前身の組織であった。」旨供述していることから、社会保険事務所の記録上、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年7月1日から26年7月31日までの期間について、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

2 申立期間②について、申立人は、商業登記簿謄本により、B事業所の役

員とされていたことが確認できる。

しかし、当時の同僚からは、申立期間②当時、B事業所における申立人の勤務実態等を裏付ける供述は得られない上、社会保険庁の記録上、申立人は、申立期間②のうち、昭和28年11月1日から30年8月1日まで、D事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるなど、申立人が申立期間②において、勤務していた事業所を特定することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、B事業所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和28年12月10日とされ、30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所は、申立期間②のうち、27年3月から28年12月9日までの期間及び30年1月1日から31年9月10日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

- 3 このほか、申立人は、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は明確でないと供述しているほか、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 1 日から 56 年 11 月 1 日まで

私は、給与手取額を 15 万円とする約束で、A 事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 8 万 6,000 円から 9 万 8,000 円までと給与手取額よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の給付記録により、申立人は、A 事業所の離職時における月額給与額が約 13 万 8,000 円（離職時賃金日額 4,933 円）とされていたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時、A 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるすべての同僚（4 人）の標準報酬月額は、4 万 2,000 円から 8 万円までとされており、いずれも申立人より低額であることが確認できる。

また、申立人は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかの記憶は明確で無いと供述しているほか、社会保険事務所が保管する A 事業所の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、社会保険庁の記録上、A 事業所は昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できず、当時の同僚からの供述も得られないことから、同事業所での標準報酬月額の取扱状況は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から25年3月まで

私は、昭和21年10月1日から25年3月まで、A事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、A事業所には、B事業所に勤務していた10人ぐらいの同僚と一緒に移ったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所には、B事業所に勤務していた10人ぐらいの同僚と一緒に移ったと供述しているが、うち申立人が氏名を記憶している5人の同僚はすべて死亡しており、これら同僚からは申立期間における申立人の勤務実態等を確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人が申立期間の前に勤務していたB事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚からも、申立期間における申立人の勤務実態等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月31日から27年4月25日まで

私は、昭和22年3月31日にA病院に看護師として正規採用され、63年5月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA病院が発行した「証明書」及び同病院の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同病院に看護師として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、A病院で事務を担当していた者は、「A病院では、事務部門の職員は従来から厚生年金保険に加入させていたが、医師、薬剤師及び看護師の医療部門の職員は、法律上、疾病の治療、助産その他医療の事業を行う業種の事業所が新たに強制適用の事業所となったころに加入させることとなった。」旨供述している上（厚生年金保険法においては、昭和28年9月1日から疾病の治療、助産その他医療の事業が新たに強制適用事業所とされた。）、当時の複数の同僚は、「医師及び看護師は、事務部門の職員よりかなり後になって厚生年金保険に加入することとなった。」旨供述している。

また、A病院の回答により、社会保険事務所が保管する同病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27年4月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員は、事務職又は技労職等の事務部門の職員であり、申立人と同様、27年4月25日に同病院で厚生年金保険の任意包括適用被保険者として資格を取得している従業員は、医師及び看護師等の

医療部門の職員であることが確認できることから、申立期間当時、同病院では、医療部門の職員は厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、昭和 22 年 5 月 1 日から 27 年 4 月 1 日までの期間について、社会保険事務所が保管する A 病院の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、A 病院には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 1 月 10 日にA社に入社し、39 年 12 月 31 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間における社会保険庁の記録及び当時の複数の同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、申立人は、申立期間当時、同社のどの事業所に勤務していたか覚えていないと供述している上、当時の同僚の供述からも、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことは確認できない。

また、B健康保険組合が保管する厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、この記録は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる上、A社は、「当社では、社会保険事務所への資格の得喪手続は、B健康保険組合が人事課からの情報に基づき一元的に行っており、同組合が保管する台帳には信憑性^{びよう}がある。」旨供述していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に未加入であったものと考えられる。

さらに、A社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。